

監査報告書

令和7年5月23日理事会

令和7年5月30日評議員会

学校法人 明徳学園

理事長 川口 博 殿

評議員会 議長 殿

学校法人 明徳学園

常勤監事 上野 克也



監事 川勝 康行



監事 植田 観樹



私たちは、私立学校法第37条3項及び学校法人明徳学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人明徳学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、学校法人明徳学園監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、大手前監査法人から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上